

3. 安全で安心なすがすがしいまち 《生活環境の保全》



水質汚濁、土壌汚染*、光化学オキシダント*の発生、建物撤去時などの石綿（アスベスト）の処理などの公害問題が全国的に発生しています。本市においても大気汚染*、水質汚濁などの公害*のない安全で安心なまちづくりが求められています。発生源対策や汚染源の改善、および監視体制の強化や啓発に取り組みます。

🌲 現状と課題

（1）大気汚染*

- ① 市内の窒素酸化物*（NO_x）、硫黄酸化物*（SO_x）などの大気汚染物質測定結果は環境基準*を達成し、大気はほぼ良好な状態にあります。しかしながら、近年、PM2.5*（微小粒子状物質）や光化学オキシダント*の県内への移流など広域的な大気汚染*が問題になっています。本市においてもこれらの汚染物質に対して継続して適切に監視していく必要があります。
- ② 最近の生活苦情通報件数は、野外焼却（野焼き）による煙公害の通報が多く、市民の意識啓発が必要になっています。

（2）水質汚濁

- ① 塚間川などの河川の汚濁の程度を示すBOD*（生物化学的酸素要求量）は、概ね改善の傾向を示していますが、河川によっては、高い濃度の年も時々見られ、安定しているとはいえない状況です。今後も引き続き、管理を確実にし、汚濁物や灯油の流出などが発生しないよう努めることが必要です。
- ② 諏訪湖では、アオコの発生が減少し、水質は少しずつ改善しているものの、COD*（化学的酸素要求量）および全窒素の環境基準*の達成には至っていません。また、一方で、水草のヒシの大量繁茂や湖底の貧酸素*の拡大といった新たな課題が生じています。このため、より一層、諏訪湖浄化対策に取り組むことが必要です。
- ③ 本市においては、生活に欠かすことのできない上水道の水源は地下水に多くを依存しています。このため、地下水汚染*の防止は重要な課題となっており、水の循環利用も含めて水資源の保全が必要です。工場の排水管理と、地下水質モニタリング*を継続して監視していく必要があります。

（3）騒音、振動、悪臭

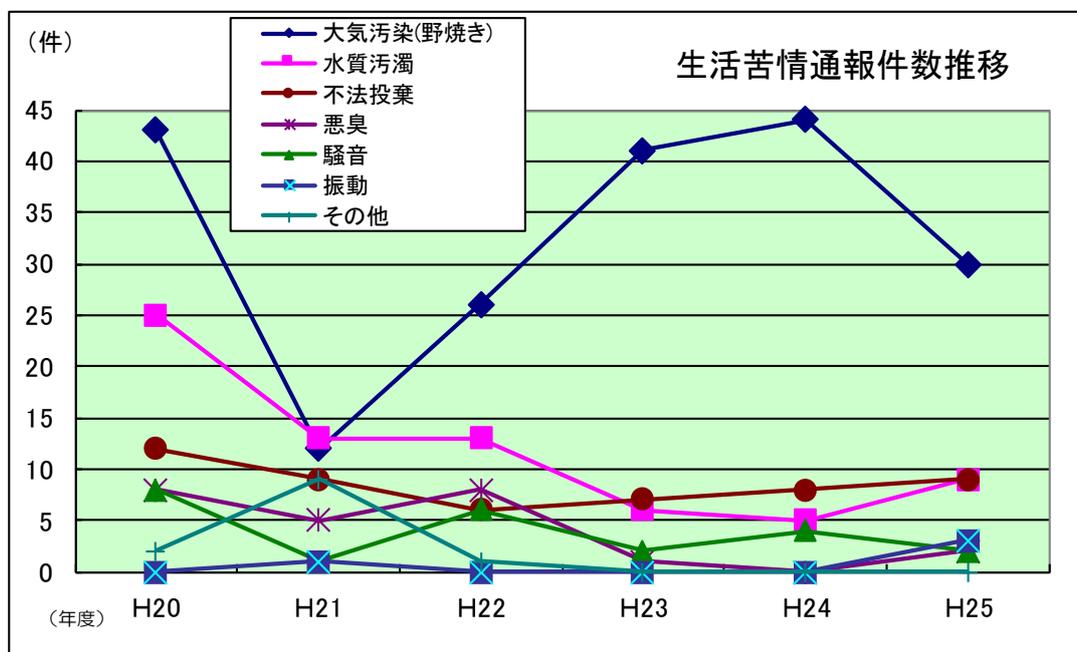
騒音、振動、悪臭は、感覚公害に分類され、人により感じ方が異なり、また地域性が強く、日常生活に関係が深い問題です。このため、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制基準の遵守など適切な指導に努めることが重要になります。

（4）ごみの不法投棄、野外焼却（野焼き）

ごみの不法投棄、および違法な野外焼却（野焼き）が後を絶たず、『岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例』や、『廃棄物の処理および清掃に関する法律』などの周知と啓発活動、および監視が必要です。

(5) 放射能汚染*

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故により、県内においては、放射能汚染*による健康への不安や農産物の風評被害など様々な方面で影響が生じています。市民の安全、安心を確保するため、放射能汚染*の正確な情報の提供が必要です。



🌲 施策と取組

(1) 総合的な生活環境保全対策の推進

① 水質汚濁・土壌汚染*・大気汚染*の防止

- ・実施中の河川水質調査、地下水質モニタリング調査*、地下水質追跡調査*などを継続実施し、実態を把握して水質監視を行います。
- ・諏訪湖の清掃活動やヒシ除去活動など、浄化対策に取り組みます。
- ・生活排水と雨水を分離して河川の浄化を図ります。
- ・下水道普及率の向上に努めるとともに、下水道の適正な利用に関する啓発と、適正な維持管理の推進をは図ります。
- ・家庭などで使う食用油は「使いきり」を呼びかけ、やむを得ず廃棄する場合は、適切な処理を働きかけます。
- ・減農薬栽培や適肥栽培など、農薬や肥料の使用抑制と、有機栽培を呼びかけます。
- ・事業者には、使用する有害化学物質を適正管理するように周知します。
- ・有害化学物質対策について、国、県の動向を把握し関係方面に情報を提供します。
- ・事業者などに対して、公害防止条例の遵守に関する指導に努めます。(必要に応じて公害防止協定)
- ・水質汚濁や大気汚染*の発生施設を有する事業所に対して、関係機関と協力し、施設の適切な維持管理要請、および公害防止対策の指導を行います。
- ・事業所などの排水や排ガスは排出基準値を遵守するよう指導します。

- ・オゾン層*保護のため、関係機関と連携し事業所におけるフロン*類などの使用削減を働きかけます。
- ・県や関係機関と連携して、PM2.5*（微小粒子状物質）および光化学オキシダント*の濃度の適切な監視と正確な情報の提供に努めます。

② 騒音・振動防止

- ・事業者などに対して、公害防止条例の遵守に関する指導に努めます。（必要に応じて公害防止協定）
- ・騒音、振動、悪臭を防止するための必要な監視と、苦情に対する適切な処理に努めます。
- ・騒音や振動の発生施設を有する事業所に対して、施設の適切な維持管理要請、および騒音、振動防止対策の指導を行います。
- ・施設や設備の導入時などに騒音、振動の影響が危惧される場合には、計画段階で対策を行うよう指導に努めます。
- ・住宅と工場の混在地区では産業育成などの施策と連携し、騒音、振動公害の防止に努めます。
- ・建設作業に伴う騒音、振動を防止するため監視と適切な指導を行います。
- ・主要道路の自動車騒音測定、公害苦情調査などにより状況を把握し、必要な是正を行います。

③ 放射能汚染*の監視

- ・市内全域を代表する地点で定期的に空間放射線量を測定し、その結果を公表します。
- ・放射能汚染*の常時監視を行う県と連携して、情報を公表するとともに、適切な措置をとります。
- ・保育園や学校の給食用食材について、定期的に放射能検査を実施し、安全な給食の提供に努めます。

(2) 野外焼却（野焼き）・不法投棄の防止

① 監視体制の強化

- ・野外焼却（野焼き）、不法投棄の防止を図るため、県、近隣市町村などと連携しパトロールの実施と防止看板設置などにより周知を図ります。
- ・『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』や『ポイ捨ての防止等に関する条例』に基づき、遵守状況の監視と評価を行い、適切な指導、啓発を行います。

② 啓発活動の展開

- ・野外焼却（野焼き）や不法投棄、ポイ捨てについて広報、ホームページなどを活用して周知し、モラル向上を図ります。

🌲 目標指標・数値

《指標名》

(1) 生活苦情通報件数

野外焼却（野焼き）、不法投棄、水質汚濁などの生活苦情通報件数の推移の把握と周知、啓発活動。

(2) 水質調査河川のBOD*最高値

水質調査河川の内、BOD*の最も高い河川の数値により、生活環境汚染の状況を把握する。

(3) 下水道の普及率

河川および諏訪湖の汚染を防止するため、下水道普及率の向上に努めるとともに、適正な利用に関する啓発と、適正な維持管理の推進を図る。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1) 生活苦情通報件数	55件	50件
(2) 水質調査河川のBOD*最高値	1.7 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ 以下
(3) 下水道普及率	99.35%	99.55%

🌲 目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

水、大気や土地（土壌）を汚さない配慮

- ・ 諏訪湖や河川の清掃に積極的に参加しましょう。
- ・ 灯油が流出しないよう防油堤の設置に努めるとともに、地下浸透することのないよう灯油タンクの管理を行い、給油に十分注意しましょう。
- ・ 下水道に生ごみや異物（衣類など）を流さないなど、適正な利用に努めましょう。
- ・ 合併処理浄化槽を設置している家庭では適切な維持管理を行い、排水基準を守りましょう。また、下水道の供用が開始された場合は、速やかに下水道に接続しましょう。
- ・ 公共交通機関を有効に利用し、排気ガスによる大気汚染*を防ぎましょう。
- ・ ストープの煙突や厨房の排気は、高さや向きなど近隣に配慮しましょう。
- ・ 廃油類を地面に廃棄浸透させたり、河川へ放流するなどの行為は絶対にしないようにしましょう。

野外焼却（野焼き）、不法投棄、ポイ捨ての禁止

- ・ 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により家庭から出るごみや剪定枝の焼却は禁じられています。少量の落ち葉たききは可能ですが、時間帯や風向きなどを考慮して、近隣の迷惑にならないように配慮しましょう。

- ・不法投棄を発見したらすみやかに土地や建物の占有者（管理者）または関係機関に通報し、早期発見、早期対応に努めましょう。
- ・外出や行楽の時のごみは持ち帰り、正しく分別して正しく廃棄しましょう。
- ・たばこの吸殻、ガムなどをポイ捨てしないようにしましょう。
- ・犬のふんは飼い主が必ず持ち帰りましょう。

生活騒音の発生防止

- ・湯沸かし器やボイラー、エアコンの室外機などは低騒音型を選択し、近隣に影響の少ない場所に設置しましょう。
- ・自動車のアイドリングは騒音防止の観点から、必要最小限にしましょう。
- ・飼い犬などの鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

宅地の緑化による空気浄化作用

- ・緑化は空気浄化作用があるため、草花、樹木、生垣などを育てましょう。

《事業者のみなさんは》

公害防止管理の徹底と、事故および汚染の予防

- ・日常管理を徹底し、環境関連の事故および汚染の発生を予防しましょう。
- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音、振動規制法などにかかわる特定の施設を保有する事業者は、『特定工場における公害防止組織の整備に関する法律』に基づき、公害防止統括者などの選任や、公害防止組織を整備し、役割責任を明確にして公害防止を図るよう義務付けられています。
- ・事業所における公害関連の管理基準（値）は、リスク回避のため法令の基準より厳しい自主基準を設けて管理することを推奨します。
- ・地下タンクの漏洩検査、排水、排煙検査など、法規制を受ける公害関連の検査は確実に実施し記録を残しましょう。環境事故防止には予防、予知施策（リスク管理）を確立して運用管理することが肝要です。
- ・公害*や環境関連事故が発生した場合、ただちに適切な処理を行い、発生原因を明確にして再発防止策を的確に確立し、維持管理しましょう。

有害化学物質による汚染防止

- ・事業者は、製造工程設計の際、有害な環境関連物質を使用しない製造方法を採用しましょう。環境関連法令における使用禁止物質以外であっても、『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（略称：化管法）』に規定する、『化学物質排出移動量届出制度（略称：P R T R*制度）』の指定化学物質は極力使用しないことが管理を容易にします。

事業所からの排水処理管理と、土壌・地下水の汚染*防止

- ・事業所などからの廃水は、定められた排水処理を行って放流し、また排水処理施設は適切な維持管理を行いましょう。
- ・排水処理施設のない事業者は、外部委託処理を確実にいきましょう。
- ・廃液および廃油類は、貯留施設などの維持管理を徹底して、地面への浸透や河川などへの漏出を防ぎましょう。

- ・燃料や、有害物質の河川への流出防止、地下浸透を防ぐため、地上または地下タンクおよび配管などの点検（加圧漏洩試験など）を行いましょう。
- ・自主的に土壌調査を行い、人の健康や生活環境への被害防止に努めます。事業所からの用途変更時は確実な調査を行い、汚染が顕在化した場合は土壌の入れ替えなどの方法で土地の浄化が必要です。
- ・事業所の生活雑排水は、下水道に接続し、適正な利用に努めましょう。

農作物への殺虫剤、除草剤などの使用の最少化

- ・地下水汚染*の防止、栽培作物の安全性を維持するため、農薬や除草剤の過剰散布をやめましょう。

事業所、および建設作業における騒音・振動防止

- ・騒音、振動規制法の特定施設を所有する事業者、および特定建設作業を行う事業者は、外部への騒音、振動防止のための施策が必要です。
- ・騒音、振動の特定工場、および特定建設作業の指定如何にかかわらず、機械設備は維持管理し、騒音、振動の発生を防止しましょう。
- ・空調機の室外機、または送風機、排風機などは、近隣に影響の少ない場所に設置し、常に点検を行いましょう。
- ・貨物車、営業車のアイドリングをやめ、荷役作業時の騒音が近隣の迷惑にならないよう配慮しましょう。

営業騒音（深夜営業など）の防止

- ・飲食業などにおける、深夜の騒音防止に配慮しましょう。
- ・拡声機や音響機器を使用する際は、近隣の生活環境をそこなうことのないよう配慮しましょう。

野外焼却（野焼き）、不法投棄、ポイ捨ての禁止

- ・野外焼却（野焼き）、不法投棄、ポイ捨て防止の意識の向上を図りましょう。

敷地の空き地の緑化による、草木・樹木の空気浄化作用の利用

- ・緑化は空気浄化作用があり、またヒートアイランド現象を緩和するため、可能な限り緑化を推進しましょう。

悪臭発生の防止

- ・事業所から発生する臭気は、近隣の生活環境をそこなうことのないよう配慮しましょう。
- ・排気ダクトの排出口は高さ、向き、形状などに配慮し、排気が大気に十分拡散されるようにしましょう。